

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年12月22日（木）17:42～18:29
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|--------|-------------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表 |
| 委員 | 鈴木 亘 | 学習院大学経済学部経済学科教授 |
| 委員 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|------------------------|
| 巽 慎一 | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長 |
| 楠目 聖 | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画官 |
| 川島 均 | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐 |
| 加藤 正嗣 | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐 |

<提案者>

- | | |
|-------|-------------|
| 村上 和也 | 大阪府特区推進監 |
| 中岡 恭子 | 大阪府福祉部子ども室長 |

<事務局>

- | | |
|-------|-------------------|
| 藤原 豊 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 坂井 潤子 | 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 待機児童対策
- 3 閉会

○事務局 順番が前後して申し訳ありません。大阪府、厚生労働省ということでお越しいただいていますけれども、大阪府から御提案の「待機児童対策」ということで、今回、追加の補足資料ということで御説明資料をいただいています。加えて、そこに付いている考え方ということで、厚生労働省から資料を割と多目にいただいていますので、また、暫定版とは聞いておりますけれども、保育所における保育士配置の特例の実施状況調査という

ことで、今回、資料をいただいていますので、これについても併せて御説明いただければと思います。

八田先生、よろしくお願いいたします。

○八田座長 お忙しいところをどうもありがとうございます。

まず、大阪府から御説明をお願いいたします。

○中岡室長 大阪府福祉部子ども室長、中岡と申します。よろしくお願いいたします。

前回の特区ヒアリングのときにいただきました質問に対して、まず、説明させていただきます。お手元の資料「待機児童対策（補足資料）」を御覧ください。

1 ページですが、本提案の活用を希望する市町村の活用意向及び効果についてでございます。

①の人員配置の基準の緩和については、府内で待機児童が発生している22市町のうち15市町から活用希望をいただいております。具体的な意見では、年度途中からの待機児童の受入れに活用できる。保育士不足で定員を減らしている園がある。厚生労働省令、これは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準ですが、その97条の開所時の時間帯における基準は満たしているけれども、当初の95条、96条の配置基準が満たせず、定員を減らしている園があつて、そういうところで効果が期待できる、あるいは、兄弟が同一施設に入所できるといった声が寄せられております。

②面積基準の緩和につきましても、活用希望が16市町あります。配置基準緩和と同様の意見ですが、とりわけ市内の一部地域に入所希望が偏って、待機児童が少しだけ発生している場合に効果的な活用ができると受け止められております。

2 ページの面積基準の緩和の具体的提案についてでございます。市町村からの意見も踏まえまして、次のような内容にまとめさせていただきました。

現在、特例的に緩和が認められる要件がありますけれども、それでは都市化が進む地域以外では中々使いづらいということで、大阪府内でも、住宅地、人が増えているところは新規保育施設の開所が難しいという状況がございます。

厚生労働省からの4月7日付の待機児童解消に向けての緊急に対応する施策の中では、50名以上の自治体、さらに緊急活用を希望するところには手を挙げてよいと認めてくださっておりますので、今、緩和策を必要としている自治体が取組みますよう、具体的な対象要件として、この厚生労働省の施策に参加する市町村についても、1.65もしくは1.98に緩和されることを希望いたします。なお、面積基準の緩和は、既存施設の対応を希望しております。

最後に、3 ページ、採光基準緩和の具体的提案でございます。現在、都心部では、賃貸物件も活用しながら工夫を凝らして保育所整備を進めておりますけれども、そのような中で、ようやく調整ができた物件でも、施設の形状、採光基準のみ満たすことができず、断念せざるを得ないこともあります。提案にありますように、床面積、照度の基準を学校教室で認められるのと同程度に緩和することで、待機児童の解消が一層進むと考えておりま

す。

以上、簡単ではございますが、提案の補足説明とさせていただきます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○異課長 今日は「国家戦略特区ワーキンググループ提出資料」というものを資料として出しております。

まず、提案①保育支援員の創設と、提案②保育に従事する人員の配置基準の緩和についての見解でございます。

保育の受け皿拡大は、保育の質を確保しながら進める必要がございますので、保育の質の確保も、中核を担うのは保育に関する専門的知識、技術を持って、保育の専門家として資格を有して業務に従事している保育士であると考えているところでございます。その意味で、大阪府の提案①及び②につきましては、保育の知識・技能が保育士と比べて大きく劣る保育支援員を、保育士に代えて保育の現場に配置しようとするものでございまして、保育の質の観点から問題であると考えております。

まず、具体的には、保育支援員の養成課程についてでございます。配付資料の1ページを御覧ください。保育支援員の座学研修につきましては、研修時間が保育士の養成課程での履修時間の約40分の1であるなど、その質・量ともに保育士に要求される水準は大きく下回っていると考えております。

なお、現在、幼稚園教諭につきましては、保育士に代えて配置基準上算定可能としておりますけれども、幼稚園教諭も保育士同様、保育支援員に比べて質・量ともにはるかに勝る養成課程を履修していると考えております。

OJT研修につきましては、十分な座学研修を受けておらず、土台が伴わない段階でのものとなるため、実効性に疑問がございます。また、保育支援員候補者が勤務している園が行うことになっておりますことから、客観性にも問題があると考えております。

また、大阪府が実施する理解度テストを兼ねた検定につきましては、具体的な内容が明らかでない、あるいは仮に座学研修に基づいて行われるとしても、先述したとおり、当該研修自体の質・量が不十分であるため、問題であると考えております。

認定手続の際に、保育所が市町村を通じて大阪府にOJT研修の結果の報告及び活用計画を届け出るということですが、OJT研修自体に問題があること、また、活用計画の具体的な内容が明らかでないことから、これをもって保育支援員の質を担保するものとは言えないと考えております。

配属後は、保育士処遇の状況や保護者アンケート等を実施するとのことですが、具体的な情報公開内容が不明である。そもそも情報公開によって保育の質が担保されるかどうかも疑わしいと考えております。

続いて、配付資料の2ページ目を御覧ください。

既に保育現場では所定の保育士の配置基準を満たした上で、園長、主任保育士、保育士、

保育補助者等によるチーム保育が行われているところでございます。大阪府の提案するチーム保育は、保育支援員を配置基準に算定するため、保育士が責任を持って担うべき専門的な業務を切り分けており、保育士数の純減による保育士の負担増も相まって、硬直的な業務実施による保育の質の低下を招きかねないと考えております。

例えば、資料の3ページ目を御覧ください。指導計画のうち短期間計画案の作成を保育支援員が主に担うとしておりますが、短期的計画案は、次の4ページ目のところにありますが、参考①、②に具体的な例を掲載しているもので、御覧いただければと思います。子どもの生活の継続性を考えながら、1週間を見通して活動を具体化して立てる週案と、登園から降園までの1日の保育をどう展開するかを細かく立てる日案で構成されておまして、児童が保育所において安心して充実した毎日を過ごすことができるかは、短期的計画の出来不出来に関わっております。したがって、短期的計画案の作成は、保育理念や保育のプロセスに関する知識を最も直接的に試される業務とって過言ではなく、保育士であれば、履修する教育の目的や計画の立て方を学ぶ「教育原理」30時間や、保育所における保育計画の意義や作成方法を学ぶ「保育課程論」30時間を受講しておらず、体系的な保育の知識を持たない保育支援員が行うことは、児童の円滑な保育・発達を妨げかねず、問題であると考えております。

また、保育要録の作成補助についても保育支援員が主に担うとされておりますが、配付資料の5ページ目の参考③に具体的な保育要録の様式を掲載しているもので、御覧いただければと思いますけれども、保育要録は小学校への円滑な引継ぎのための保育所における児童の育ちを記入する公的な書類であり、小学校の指導の前提となるものでございまして、保育の知識に乏しい保育支援員が補助可能な業務はほぼ想定できないと考えております。

保育支援員が主に担うものとして、軽微な疾病等への対応も挙げられているところでございますが、「転んだだけ」のはずが骨折であった、あるいは「咳だけ」のはずが深刻なアレルギーの初期症状であった等、疾病が「軽微」なのかどうかの判断は、正しい知識を持つ者が責任を持って対応した結果として導き出されるものであり、乳幼児の疾病に関する知識に乏しい保育支援員が主に対応するのは困難であると考えております。

続いて、虐待予防・早期発見の対応につきましても、保育支援員が主に担うとされておりますが、保護者との日常的な接触の中で、その言動から虐待の兆しを見て取り、助言や専門機関への接続等によって虐待を未然に防ぐ等、虐待に関する深い知識を持つ保育士が専門的な見地から責任を持って行う業務であり、虐待についての知識に乏しい保育支援員が主に対応するのは困難であるのは困難であると考えております。

ヒヤリハット記録・事故ポイントの確認につきましても、配付資料の5ページの参考④に様式例を載せさせていただいておりますが、安全管理やリスクマネジメントに関する深い知識とそれに基づく経験値に基づきまして、原因究明、その後の改善策、保護者への連絡等を行う業務であり、事故の未然防止の観点からも保育士が対応すべきであると考えております。

最後に、大阪府の提唱するチーム保育では、連絡ノートなどの保護者とのコミュニケーションについて、保育支援員が保育士と同等に担うこととされておりますが、保護者に対する指導は児童に対する保育と表裏一体となる保育士の中核的業務であり、保育に関する知識・技能に乏しい保育支援員が保育士と同等に担うこととされるのは問題であると考えております。

いずれにしろ、現行においても配置基準を満たした保育士が保育補助者とチーム保育を行って、保育の質を確保しているところでございます。国会の附帯決議や、あるいは子ども・子育て会議におきましても、さらなる保育士の配置改善、あるいは処遇改善という体制強化が求められているところでございます。

以上の理由から、保育の質を確保するため、大阪府の提案①、②への対応については、困難であると考えております。

提案③の保育所等の面積基準の緩和についての見解でございます。配付資料の6ページ目を御覧いただきたいと思っております。国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であり、就学前の児童に対する保育につきましても、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保していくための基準として定められております。

特に保育室や匍匐室の面積基準につきましては、匍匐のために一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められておきまして、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、従うべき基準として全国一律を原則としているところでございます。

その上で、待機児童が深刻な状態であって、土地の価格が非常に高く、保育所用地の確保が困難である自治体につきましては、必要に応じ、居宅の面積要件を緩和することで、待機児童解消に向けた保育の受け皿をより整備できるように、一時的な措置として面積要件を従うべき基準ではなく標準として、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省基準と異なる内容の条例を定めることと認めているところでございます。

したがいまして、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の推奨が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度の趣旨に鑑み、大阪府が本特例の対象にすることを提案している平成28年4月の緊急対策に参加した自治体は、待機児童が深刻でない自治体や地価が高くない土地の確保が容易な自治体が含まれているため、問題であると考えております。

なお、大阪府の提案につきましては、配付資料7ページ目に掲載しましたとおり、保育の全国団体である保育三団体協議会からも強い反対の声が上がっていることを申し添えます。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の方からの御質問、御意見をお願いいたします。

○原委員 大阪府のお話をむしろ伺いたいのですけれども、保育支援員に任せるのはダメですという話を、今延々とお話しいただいたのですが、多分御提案はそういうことではなくて、チームでやりますと。別に任せきりとかそんなことは想定していないということだと思って聞いていたのですけれども。

○中岡室長 今のことで三つ、意見を言わせてください。

まず、保育士ですけれども、今回の研修とOJTで保育士をつくるのではありません。大阪府は保育支援員という形で、実践力の高い人をつくって、その方が保育士と共同することで、保育士が子どもに向き合う時間を増やしていきたい。

それと、単独では行動いたしません。共同でいつも考えております。ここで出ている例はもちろんあると思いますけれども、大阪府のほうはこちらの11月24日バージョンでは、マトリックスというのはあくまで例示で、実際は各園の子ども数であったり、規模であったり、保育支援員の能力があると思いますけれども、上から九つ目にお掃除とかがあります。衛生管理、遊具の安全性確認とかがあります。保育士がちゃんと子どもたちが使うものを洗うということは大切なことだと思いますけれども、必ずしもそうではなくて、保育支援員もお手伝いすることもあったりとか、この辺のところはイメージという形で出していますから、これをそのまま当てはめられる園もあれば、そうではない園もあると思っています。

最後、土地のところですが、大阪でもやはり土地の確保は困難な状況です。全体を通じて待機児童が多いところもあれば、どんどん住宅が建って、そのところはやはり保育所を造ることもできない。そういうところも現場ではありますので、よろしく願います。

○八田座長 原委員、どうぞ。

○原委員 そういうことだと思います。

○八田座長 基本は、せっかくの保育士が無駄なことに随分時間を使っているから、そのところは支援員でやれば、保育士の元来のやるべきところに力を発揮できるというのが元々の御趣旨でした。そこは置いておいて、鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 提案とお答えになっていることがだいぶずれていますので、もうちょっと大阪府の提案をしっかりと聞いていただきたいというのが一つなのですけれども、細かな話にいきますと、大阪の提案で、7ページの表があります。一つは、保育支援員が全く保育士を代替するものではなくて、むしろ支援するような仕事をする。それをチームとしていますので、保育支援員が保育士と全く同じ業務をしますという反論はちょっと違うのではないかとというのが1点です。

もう一つは、現状の緊急対策で出てきたものが、97条と96条でずれがあるという問題で、一方で、基準の中で知事が認めていて、一方で、認めていないという問題、これを整理してくれというのが大阪府の提案のもう一つの重要なところで、ここは多分お答えになっていないと思いますので、お答えいただきたいというのが次です。

もう一つなのですけれども、この厚生労働省から出してきていただいた1ページ目で、保育支援員と幼稚園の教諭が全然訓練の時間が違うのではないかという問題なのですが、幼稚園の教諭は確かに保育士とだいぶ同じような勉強をしていると思うのですけれども、一方で、小学校の教師を認めているわけですね。これはどうお考えなのですか。それもまとめてお答えいただきたいのですけれども、小学校の教員はだいぶ保育に当たる教育は、私も東京学芸大学で小学校の先生を教えていましたのでよく知っているのですけれども、小学校の教師を許すというのは、今おっしゃった理屈で言うとなり立つのでしょうかというのの一つです。

現実の問題として、小規模保育も認可保育ですけれども、支援員を使っていますので、その現実問題として、認可保育所ということでお話をされるのだったら、現状の小規模保育をどう考えているのかということもお答えいただきたいと思います。

○八田座長 よろしくお願ひします。

○異課長 まず、7ページの話でございますけれども、我々が問題にしているのは、特区提案というところで、保育支援員の、例えば、基準上必要な人数10名のところに保育支援員が入ること自体が問題であると思っております。

つまり、それにプラスして加配することについては別に問題はないわけですが、基準上必要な人数、これは園全体における職員配置でございますが、そこに支援員が食い込んでいることについては、我々は問題だということでございます。

97条は、各時間帯において、要は、3分の1を超えない範囲内で都道府県知事が認めるものを配置するとしたところでございますので、これはこれでまた別の97条の規制がありますので、そういった意味で、我々はこれらについて、要は、保育支援員が入ること自体がこれまで以上の規制緩和、保育の質の確保がされないということで認識しているところでございます。

鈴木先生も御存じのとおり、この配置基準につきましては、我々も必要最小限度の基準を例の3月の緊急対策でやったにもかかわらず、実際は中々緩和されない現状でしたので、我々は待機児童対策と保育の質の確保は車の両輪だと思っております。実際、緩和したことによって保育事故がまた起きるということにつきましては、これは与野党ともに言われるところでございまして、そういう意味で、必要最小限度の基準は大事だと思っております。

○楠目企画官 小学校の先生の話につきまして御質問いただいたのですけれども、幼稚園の教諭と小学校の先生も、学芸大のほうでお教えになっているということで、教科に関する基本的な「教育心理」ですとか、「教育原理」ですとか、そういうところで共通性がまずはございますし、幼稚園での教科に関する科目は、鈴木先生も御案内のとおり、小学校の図工とか音楽とか、そういうものでやっている部分があったりして、そこも共通している面がございます。また、児童理解などそういった面でも、十分な教育を小学校教諭も受けていると思ひますし、小学校と幼稚園の教諭は併任者も多いところからも、色々科目

が似通っているところはあると思います。

さらに、近年ですと、幼小、保育所と幼稚園と小学校との接続とかの関係で、色々人事交流などで双方が理解を深めることも重要な課題になっておりますので、そういったことも加味して、小学校教諭は特に高い年齢の3、4、5歳児を中心に担当していただくことを念頭に置いて、そこについても規制緩和を認めたという経緯がございます。

○鈴木委員 でも、時間が足りないという理屈で言うと、それはどうなのですか。

○楠目企画官 時間数でいえば、教育に関して、子どもの発達ですとか、そういったところに関して学習している時間は十分に取られていると思います。

○鈴木委員 それでいいのですか。勉強していることは保育ではないですよ。

○楠目企画官 保育そのものではないので、もちろんそれが全部になってしまうといけませんと思いますけれども。

○鈴木委員 いや、保育支援員は時間が足りないと、保育支援員は保育のことを勉強していますので、どんな時間ならいいのですか。

○楠目企画官 しかし、時間数の絶対数が違い過ぎるといのがありまして、普通に保育士で新規で採用されても、15、16時間の新採の研修をやっている県も結構あるわけがございます。その後で中堅になるまでにも、15時間とか16時間とか研修する。大阪府は新採の研修はやっていないと思いますけれども、そういうものを行っているところもある中で、保育士の基礎的な資格を持っていても現場で対応するには27時間というのは少し短過ぎるのではないかと思います。

○鈴木委員 私がお聞きしたいのは、どういう明確な時間の基準を持っているのですかということなのです。時間が足りないからダメという言い方をされたので、それでは、どういう時間だったらいいのかということなのです。大阪府は研修をすと言っているわけですから、保育支援員をさらに研修をすと言っているわけですから、ここでダメだ、小学校の教諭でいいと言ったのなら、どういう時間だったらいいのかということをお示しいたきたい。そういう質問なのです。

○楠目企画官 また繰り返しになってしまうかもしれませんが、小学校の教育は、当然教育学部で子どもたちの発達や教育についての学習を。

○鈴木委員 子どもと言っても、だいぶ違いますね。

○楠目企画官 しかし、5歳児と6歳児は非常に近いところもございますので、そこは共通の「教育心理」の部分とか「教育原理」の部分とかは共通の部分もございますので、そこは資格として近い資格だとは考えていますので。

○鈴木委員 大体どれぐらいの時間だからいいということなのですか。

○楠目企画官 単位時間で言うのは難しいところはあるのですけれども、基本的には小学校の先生は高校を卒業して。

○鈴木委員 それを求めているのでしょうか。そんなことをお聞きしたいのではなくて、27時間はダメですと、900時間はいいですと言っているわけなので、小学校の先生は何時間な

のですかということと、その時間はなぜ満たしていると御判断されているのですかということとです。

○異課長 そこは、我々はもう少し精査します。今、言ったようなことは定性的な話なのですけれども、もう少し具体的に吟味しないといけないので。

○鈴木委員 それを言うのであれば、大阪府の提案は、この保育支援員はダメだけではなくて、さらに研修でちゃんと保育についての研修をすると言っているわけです。それは時間を示していただかないと。

○異課長 分かりました。

○加藤課長補佐 前提として、幼稚園教師だからいいというわけではなくて、幼稚園クラスは3歳以上、小学校は5歳と決めているので。

○鈴木委員 決めているけれども、実質上はやっていますね。

○加藤課長補佐 あと、保育に関しては、子育て支援研修を実施します。それは受けることにしています。そういう意味では、担保している。子どもに関しては、時間数900時間ですけれども、保育については、さらに付加してやっという形にしていますので、それぐらいにはなると思います。

○鈴木委員 精査すると課長がおっしゃったので、そこはお答えいただけますか。

○異課長 はい。そこは精査してみます。

○鈴木委員 あと、ごめんなさい。お答えになっていないのは、小規模保育は事実上保育支援員が保育士のようなことをやっていますけれども、それはどうお考えなのですか。要するに、全数ではなくていいですね。だから、事実上この緩和したもの以上のことを小規模保育はできているわけですから。

○加藤課長補佐 小規模保育と言っても、基本的にはA型は保育士全員配置していますので、そういう中では、保育士がやるものは大原則になっています。B型とかそういうものはありますけれども、まずは、保育士がメインになってやるということがありますので、B型は基本的にはA型に移るという前提のもので、基本的には保育士がやるというのは変わりません。一緒です。

○鈴木委員 そうすると、前提として、研修をした人が保育士になりますということが将来的に担保されていれば、知事が認めた人でもいいということになるのですか。

○加藤課長補佐 それは逆にお聞きしますけれども、資格を取るという前提で事前にということでしょうか。

○鈴木委員 今のB型と同じような考えで、大阪市が特区提案で将来的に知事が認める人が保育士になってもらう、その卵たちですということであれば、問題ないということなのですか。

○異課長 鈴木先生、それは御存じのとおり、認可保育所と小規模保育所区分の基準がそもそも違いますから。

○鈴木委員 でも、小規模保育は認可保育所ですね。

○異課長 あれは小規模保育事業ですから、認可保育所とはまた違う類型になりますから。

○鈴木委員 でも、認可ですよ。認可外ではないでしょう。

○異課長 いわゆる市町村事業ではありますけれどもね。いわゆる地域型保育という類型ですね。

○加藤課長補佐 児童福祉施設ではない事業なのです。

○異課長 そこは、認可保育所のいわゆる20名以上と、いわゆる19名未満ということでそこは切り分けてそれぞれの資格がありますから、そこは小規模保育と認可保育所を同じようにされるというのもちょっと違うのではないかと思います。配置基準はそれぞれが決まっています、そういうことで決められているものです。

今も言ったように、A型、B型、C型によって、我々はA型に近づけていく。基本的には認可のそういうものがあつたので、C型とかB型とかを認めていったという経緯がありますけれども、認可保育所については全然そういうことは認めていませんので、言えば、ここでの御指摘もあって、こういう3類型のものについては規制緩和をやったところではありますけれども、基本的にはやはり配置基準のところは変えていません。

○鈴木委員 ちょっと理解ができないのですけれども、認可保育所と小規模保育は違うものなのですか。違うものという意味は、それは預けている子どもにとって違うものなのですか。グレードがあって、やむなく行っているということなのですか。

○異課長 グレードというか、そもそもサービス、類型が違うということです。

○鈴木委員 でも、厚生労働省として認可しているわけでしょう。

○加藤課長補佐 認可というか、保育所は0～5歳で、小規模は0～2歳という形で、必ず3歳以降は保育所に移るという前提での認可になっています。

○鈴木委員 要するに、質の担保というのであれば、同じ認可保育でなぜそんなダブルスタンダードが許されるのですか。だって、こっちは認めないと言っているわけでしょう。ダブルスタンダードは嫌だと言っているのでしょうか。でも、小規模保育はなぜ認めているのですか。

○異課長 ここの話は、そもそも認可保育所の話と小規模保育の話はまた別にあつて、保育士をどうするかということで御提案されている話なのです。

○鈴木委員 だから、保育士をもって質の担保と言うのであれば、今の理屈はおかしいと思いませんか。小規模保育は、ここで緩和している以上に、事実上緩和しているわけですね。保育支援員を使っているわけですから。

○異課長 それは家庭的保育とかそれぞれの類型がありますので、それぞれごとに配置基準は決められているわけです。

○阿曾沼委員 今鈴木先生がおっしゃっているのは、配置基準における安全性の担保と質の担保という点で、イコールフットィングができていないではないかということだと思います。イコールフットィングするために、イコールフットィングの基準をちゃんと示してくださいということをおっしゃっています。

○鈴木委員 だから、こういうすごく高い認可の基準があつて、私は低いとは思っていませんけれども、小規模保育で一種の緩和がされているわけです。ここで提案しているのはこれぐらいのところだと思うのですけれども、こことここを許して、なぜここは許されないのですかということなのです。

預けている親や子どもたちにとっては、最低限の質とか、安全の問題は同じですね。小規模保育だったらダメでいいですというわけではなくて、皆さん認可されているわけですから、それは同じですという建前だと思うのです。

○阿曾沼委員 預ける方たちは安全性を犠牲にしてまで預けているわけではないですよ。両方とも安全だと思っているわけですから。

○鈴木委員 なぜ認可の基準に全部合わせなければいけないのですか。大阪府の提案はダメだと言うのだったら、何で小規模保育を許しているのですかというのが私は理解ができません。事業としては違うかもしれないけれども、預けている子どもにとっては、安全性とか質とかというものは同じ問題だと思いますので、そこは私は理解できません。

○阿曾沼委員 私も、説明の中で、質と安全性の担保のイコールフットィングのための合理的かつ客観的なルールはどのようにお考えなのですかということを知りたいですね。

もう一つ申し上げたいのですが、日本の専門職の方々は、付帯的な事務作業等もいっぱいあり、本来の専門職のスキルを十分に発揮できていないケースが多いのではないかと思います。欧米等では専門職を支援する多くの人があるケースが多いですよ。例えば、保育支援員という職種が多くなることによって、専門職である保育士が本来注意しなければならない点に注力できれば、安全性は上がるのではないかと思います。

更に時間の点ですが、例えば、大学等の授業では15コマで22.5時間、それで成績をつけるわけですが、基準の考え方を示してください。

○加藤課長補佐 直接のお答えになっていないかもしれませんが、大前提として、まず、保育士以外に入れる保育補助者とか、他の保育士以外の人を入れるときは、保育士の代わりに入れられないといけないというわけではないのです。例えば、今、保育士を12人で回していますと。そこへ補助者をプラスアルファで入れると。

○阿曾沼委員 専門職が専門スキルを発揮できる環境を作り、効果的なチーム体制を取りたいということだと思います。専門職種と補助者との間での質の担保を図るための基準を作ってくださいという話だと思います。

○巽課長 配置基準につきましては、そもそも我々は先ほどもちょっと説明しましたけれども、一億プランにおきましても、いわゆるどっちかと言ったら保育士の加配をやってくれという意見のほうが強いわけです。実際、この間、経営実態調査もやりましたけれども、今の配置基準よりもかなり加配しているのが実態としてありまして、それについてもっとお金を入れると、これは鈴木先生はよく分かっていると思いますけれども、そういうことが実態としてあつて、実際は今の最低基準というものがあるわけです。

ですから、我々はもっと保育士の配置基準を上乗せする方向に行っている話です。

○鈴木委員 矛盾していると思うのですけれども、そういう声があって、何で大阪府がこういう提案をしているのですか。

○異課長 そこは、我々からすれば、大阪府はすごく特異なところだと思います。感じ的には。これは実感ですよ。

○鈴木委員 ちょっと驚きの発言があったのですけれども。

○異課長 驚きというか、我々はそういう感じですよ。他の県から言われて、逆にこの必要配置基準を緩和しろということは我々はすごく違和感を持っています。

○鈴木委員 待機児童があるところとないところは全然意見が違うと思いますよ。

○異課長 そこは当然先ほども言いましたように、待機児童のあるところと保育の質の確保は車の両輪の話なのです。

○鈴木委員 それは、待機児童がないところの県がスタンダードに思われているということなのですか。

○異課長 それは違います。そこは両輪であるということは我々はやっているし、緩和できるところはやっているわけです。

でも、特に先ほどの必要配置基準については一番の最低基準で、逆に加配しているというのが実態なわけですし、そこは示すことはできますけれども。

○鈴木委員 そんなものは色々です。それは自治体によって、東京などもそうですけれども、加配しているところもあれば、緩和しているところもあります。

○異課長 東京も、この間の待機児童のそういうところでも、我々は最低基準をまた下げなさいと、配置基準は下げなさいと言ったところで、そこについては中々質の確保という観点から下げられないということが多かったのです。

○鈴木委員 それは声の多い自治体は、世田谷とかは言っていると思うのですけれども、そうではなくて、東京都の中では使っているところもちゃんとありますから。

○異課長 それはあるでしょうけれども。

○鈴木委員 だから、色々あるという話ではないのですか。

○異課長 ただ、それは必要最低基準のところまではやってもいいということだけであって、実際はそれ以上の緩和を今は求められているわけですから。

○阿曾沼委員 それはどうなのですか。すごく特異な提案だということでしょうか。

○中岡室長 そうではなくて、大阪府の11月24日の7ページのところで、配置基準のところなのでも、大阪府が今回保育支援員を育てているというのは、実は厚生労働省が幼稚園教諭とか小学校教諭を認めてくださっているのですが、府内の状況を言いますと、活用しているのは本当に7市の8施設ぐらいで、小学校教諭の方とか、幼稚園教諭の方が保育所に来てくださる方は少なく、緩和になっていないのです。今回、緩和すると言っても、こっち側の97条の3分の2は確保して、その上で元の基準を満たすという形なので、この開所時間を通じて、3分の2の保育士がいる状態は全く変えません。だから、そこにおいて、最低基準を緩和するという事ではないです。幼稚園教諭とかがいっぱい

いので、ここの3分の2を満たす範囲内で最初の96条を入れてほしい。例えば、大阪府内のところなのですけれども、定員が200名なのですけれども、保育士がいらっしゃらないから、120名まで減らしているところがあります。これが実現すれば、160名まで回復することができます。

先ほどの資料の中で、全国の団体から反対の声が上がってはいましたが、これは5月段階なので、今の状況が十分伝わっていないかと思うのですけれども、大阪府の保育士団体からは熱望すると、これは是非やってくださいという形で後押しをいただいております。○異課長 確認のためですけれども、この園全体の配置基準、96条の基準上必要な人数は、ここでは保育支援員が食い込んでいるように見えるのですけれども、ここは保育士は確保するという事なのですか。

○中岡室長 だから、幼稚園教諭と同じように、ここに必要な人数に入れてほしい。入れるけれども、実際に運用するときは必ず保育士3分の2の状態を守りますということなので、今の状態をより切り下げるものではありません。3分の2が、常に開所時間帯は保育士で回します。だけれども、残念ながら幼稚園教諭とかがいらっしゃらないので、これを逆算して、それを満たす範囲内で96条の基準の中に、保育支援員を幼稚園教諭並みにちょっとカウントさせてください、保育のことをしっかりと勉強して育てますのでということです。

○加藤課長補佐 97条で都道府県知事が認めれば、3分の1は入れられますので、それがあれば満たせるのに、なぜそういう提案になるのかが理解できない。

○中岡室長 先ほど言ったように、実際、逆算すると、この97条の3分の2はいるのだけれども、この定員のところでということなのです。

○加藤課長補佐 実効上時間帯で認めているのが97条なのです。これでやれば、かなり劇的にやったというあれなのですけれども。

あと、何度も申し上げますが、保育補助者とか、そういう雇い上げは厚生労働省も支援をしているのです。色々と人を入れましょうというのは、もちろん予算を付けて充てていますので、必ず保育士の代わりに誰かを入れないといけないというわけではなくて、色々な人が入って、保育士の業務負担軽減を進めようというのは、政策としてもやっています。そこは同じ方向を向いています。

○阿曾沼委員 今の話ですと、大阪府の御提案は今でもできますということですか。

○加藤課長補佐 そういうことです。

○異課長 だから、私は聞いているのですけれども、この96条と97条はそれぞれあって、96条というのはまさしく園全体の配置基準です。例えば、3対1とか6対1とかで決められる基準です。こっちは各時間帯においてそれぞれ基準があって、そこで3分の2については、保育士ではないとダメだということになっているわけで、基準としてはそれぞれなのです。

私が確認しているのは、まず、この96条のところの、例えば、基準上必要な10名という

ところが保育支援員を兼ねるということならば、そこは我々の今までの配置基準の考えを役人は緩和していると思われるので、そこはちょっと現行でできるのかと言われたら、今の解釈だったらできないのではないかと考えています。

特にこの96条は一番大事なところで、96条のところについて、今までは全部保育士でないとダメだとなっていたのを、96条で知事を認めたわけです。そのことに決めたのですけれども、97条で、これは園単位は園単位、時間単位は時間単位ごとにあるので、そこについては、3分の2は保育士を確保してくださいということで決めたので、規範性がこの96条と97条は違うのです。

ただ、先ほど鈴木先生がおっしゃったように、先ほどの示してくれというのは、先ほどの小学校のものは進めたいと思います。

○鈴木委員 私も課長の認識に近いのですけれども、もし、違うのであれば。

○中岡室長 96条は、8時間の時間帯なのです。97条は11時間になっていますので、短期の保育士を活用とか、そういうことを考えると、97条は満たすけれども、要するに、運用時間帯に11時間を取ると、3分の2の保育士を確保しているけれども、名簿上並べる人が同じだけいるかと言うと、それは短時間の方とかも活用して、この図で言えば、10人は保育士の名前が並べないこともある。

でも、実際の11時間を取ると、保育士3分の2を確保した状態を保ちますので、今実は、緩和してくださっているようでも、幼稚園教諭とかがいらっしゃらないから緩和できていないところがあって、この11時間で3分の2保育士を活用すれば、子育て支援とかを入れてもいいですよと語ってくださっているのですが、中々これが実務的に緩和になっていないので、今の緩和策を実効的なものとするために、この範囲内で保育支援員を育て、入れたい。

○鈴木委員 要するに、現行内では無理ということですね。

○阿曾沼委員 今の話だと、無理だということですかね。

○鈴木委員 それでは、今までの議論でいいわけですね。運用でできるのであれば、割と簡単な話ではあったのですけれども、それはどうやら違いますね。

○巽課長 そこはこの省令を直していますので。

すみません。私は時間があれなのですけれども、先ほどの面積の基準の話なのですが、この面積の特例はそもそも待機児童が深刻な状態で、それで土地の価格が非常に高いということで特例があるわけなのです。そういう観点からの依頼だったら、何か考えられるのではないかと考えています。あくまでも、土地が中々確保できない、しかも待機児童があって、そういうことからこの基準、面積要件は特例措置を設けているので、そういう観点から大阪府の要望を出していただければ、我々もちょっと考える余地はあるのかなと考えています。

ここに書いてあるように緊急対策に参加しただけでは、それだったら実質すべからく全国区の話になってしまいますので、そういう観点から要望を考えていただければと思って

おります。

○鈴木委員 例えの話ですけれども、これだと市区町村で指定してしまっているわけですが、市の中では地価がすごく高いところと低いところがあるわけですね。指定されているところでも多分低いところはあると思うのですけれども、そういう意味では、例えば、吹田市は入っていますが、例えば、豊中市とかで入っていなければ、高い地域は入れてくださいとかというのだったら、まだ譲歩の余地があるかもしれないということですね。

○中岡室長 ただ、値段だけではなくて、今、保育施設を造るのはとても大変な状況がありますので、ここはすごく広くするわけではなくて、例えば、あと1人、2人とか、そういう少人数のところ、その市町村の中のエリアの待機児童を解消するといったレベルのお話をたくさんいただいています。100人以上いる、あるいは土地が高いところでなくても、中々保育施設を造るのは今は大変な状況になっています。少しの緩和をすれば、その市の待機の子どもたちはなくなりますので、そういった観点で考えております。

○異課長 土地の確保問題は、東京とかそういうところで大きい問題としてあるわけですが、この緩和は、基本的にはある程度の一定の面積がまずはあって、そのもとでできるだけ広いところの保育室とかがあったほうが良いというものがあって、でも、土地確保は難しい、しかも、待機児童問題がそのことによって生じている、それが理由としてこの特例措置があるので、そこは御理解いただきたいと思っています。

ですから、そういう観点で、私も大阪出身なので、大阪は結構土地がないのは分かっているのです。生駒遺跡とかでほとんど平地しかないのも、それは分かるのですけれども、ただ、ある一定の面積、大阪の人だけ面積緩和していいのかという問題もありますから、そういう観点で要望を考えていただければと思っています。

○事務局 お時間もあれなので、また引き続きということでは。

○八田座長 今の土地のことですけれども、これは今のような御発言があつて、ここのところについてどういう対処というか、大阪府・市にも考えていただきたいのですが、7ページの点については、元来の保育士ができる仕事に十分な時間を割いてもらいたいという狙いがある。

それから、阿曾沼先生がおっしゃったように、普通に外国などではパラメディカルものすごく利用して、看護師だとか医者が、その元来の仕事に特化できている。しかし、日本はそうになっていない。これも一つのそういうことを打ち破る突破口になり得ると思いますので、着眼点はすごくいいと思うので、できるだけこのところで何とかそのアイデアを活用できるように御検討いただきたいと思うのです。

我々としては、これは重要な視点ではないか、仮にこの10人は11人にしたって、そういうことは価値があるのではないかと思います。

○鈴木委員 一言だけよろしいですか。

今日は御説明いただく時間がなかったのですけれども、この配置の特例の実施状況についてとありますね。ちょっと数は少ないので全部ではないのですけれども、この状況によ

っては、例えば、今回は幼稚園と小学校と養護教諭と言っていたものがあまり使い勝手が良くなかったので、今、大阪府が言っていたようにもう少し緩和するとか、見直しのまだ途中なのです。これをやった後は、そういう見直し論に入るのかどうかということと、まだ使っていないところがあるわけなので、これは通知を出して、ちゃんと使うようにということをする御予定があるのかと、2点だけ教えていただいていいですか。

○異課長 意外と、これを実施しているところも三つとも94%とかですので、我々は結構使われているのではないかと。

○鈴木委員 これは全部なのですか。

○加藤課長補佐 自治体です。

○異課長 自治体ですけれども、条例改正をしているのです。

今の話は、例の配置基準をもっと食い込めという話なので、もう一段違う話なのです。だから、この特例については意外と使われていると認識でいます。○鈴木委員 これで全数なのですか。

○加藤課長補佐 県、政令市、中核市です。

○鈴木委員 全数調査ですね。分かりました。それでは、結構使っているという話ですね。残りは、通知か何かを出す御予定はありますか。

○加藤課長補佐 厳しい御議論もあったので。

○異課長 別に通知を出すのはいいのですけれども、やはり実施していない理由がまたそれはそれであって、保育の質の低下が懸念されるというのは、一方ではやはり大きいわけですね。だから、そういう意見もあるということは、通知を出すのは全然やぶさかではないのですけれども、そういうことはあると思います。

○鈴木委員 すみません。是非通知を出してください。私は東京都の立場もあるので、通知を出していただければ、またお願いするということもできますので。

○異課長 分かりました。出します。

○八田座長 それでは、どうもありがとうございました。またこれは引き続き検討していきたいと思います。